

## 第 16 回全日本ホルスタイン共進会北海道大会協賛要領

2024 年 3 月 22 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、第 16 回全日本ホルスタイン共進会北海道大会（以下「全共北海道大会」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体及び個人（以下、これらを総称して「法人等」という。）が全共北海道大会行事に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第 2 条 この要領において協賛とは、法人等が全共北海道大会に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 全共北海道大会の実施に要する資金の提供
- (2) 全共北海道大会の実施に要する物品等の提供
- (3) 全共北海道大会の広報又は PR の提供（法人等が保有する各種メディア等の媒体を活用して行うものに限る）

2 前項第 1 号に規定する資金の提供については、一口 50,000 円とする。

(協賛の募集期間)

第 3 条 協賛の募集期間は、2024 年 7 月 1 日から 2025 年 7 月末日までとする。

(協賛の申込等)

第 4 条 協賛を行おうとする者は、あらかじめ全共北海道大会協賛申込書（様式第 1 号、以下「申込書」という。）を（一社）日本ホルスタイン登録協会（以下「日ホ協」という。）会長に提出するものとする。

2 日ホ協会長は、申込書の提出があり、かつ、第 9 条のいずれにも該当しないと認められるときは、申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対し、速やかに、受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の納付等)

第 5 条 申込者のうち第 2 条第 1 項第 1 号に規定する協賛を行おうとする者が前条第 2 項の規定により受理の通知を受けた場合は、日ホ協が指定する口座に、協賛しようとする資金を期限内に納付するものとする。なお、納付にかかる振込手数料は申込者の負担とする。

2 前項により納付された資金（以下「納付協賛金」という。）の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金額受取書で代えるものとする。

(物品等の受納等)

第 6 条 申込者のうち第 2 条第 1 項第 2 号に規定する協賛を行おうとする者が第 4 条第 2 項の規定により受理の通知を受けた場合は、日ホ協が指定する方法により物品等を納入するものとする。

(広報等協賛の方法)

第 7 条 申込者のうち第 2 条第 1 項第 3 号に規定する協賛を行おうとする者が第 4 条第 2 項の規定により受理の通知を受けた場合は、内容の詳細について事前に日ホ協と協議の上、広報又は PR（以下「広報等協賛」という。）を実施するものとする。

2 前項により実施した広報等協賛が完了した場合、申込者は、日ホ協にその内容を任意の様式で報告するものとする。

(協賛金の受入れ及び使途)

第 8 条 協賛金の収入は、一般経理と区分した経理処理とし、その使途は、協賛者の広告を掲載した大会広報活動や大会運営等の経費に充てるものとする。

(協賛申込書の不受理)

第9条 日ホ協会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対し結果通知書によりその旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は全共北海道大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがある者
- (2) 法令又は公序良俗に反する者
- (3) 全共北海道大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れがある者
- (4) その他日ホ協が不相当と判断する者

(協賛の取り消し)

第10条 日ホ協会長は、協賛者が第4条第2項の規定により受理の通知を受けた後、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は協賛を取り消し、その旨を協賛者に通知するとともに、納付協賛金及び納入物品等については返戻し、広報等協賛で実施中のものについては中止させるものとする。ただし、納入物品等で使用済みのもの及び広報等協賛で実施済みのものについてはこの限りではない。

- (1) 全共北海道大会を、特定の政治、思想、宗教等の活動に利用した場合
- (2) 全共北海道大会において、法令又は公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) 全共北海道大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げた場合
- (4) その他日ホ協が不相当と判断する場合

(反社会的勢力の排除)

第11条 日ホ協及び申込者の双方は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約するものとする。

- (1) 自らが、暴力的、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者を又はその構成（以下、「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、協賛するものでないこと。
- (5) 協賛の受理が成立するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(協賛金の税務上の取扱)

第12条 企業等が支出する本協賛金の税務上の取扱いについては、本共進会の開催日の属する事業年度の損金又は年の必要経費に算入する。

2 共進会の開催前に支出された協賛金については、前払費用とする。

3 協賛参加とは、参加者が、日ホ協が企画し実施する催事又は日ホ協と他の参加者が共同で企画し実施する催事に資金提供をするものである。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、日ホ協会長が別に定める。

附則

この要領は、2024年7月1日から施行する。